

令和7年度新座市 雨水貯留槽設置費補助事業の御案内

【申請期間及び受付時間】

令和7年4月1日（火）から令和8年3月24日（火）まで
(閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで)

【申請方法】

持参又は郵送（締切日必着）

※ 申請に係る手続を代理人に委任する場合は、持参により申請ください。

※ 申請書（必要書類含む。）の提出期限を過ぎた場合は、その理由に関わらず補助金は交付できません。郵送による場合は、配達日が証明される方法（簡易書留等）で送付してください。

新座市市民生活部環境課（新座市役所本庁舎3階）
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
TEL 048-481-6769（直通）

1 申請者の資格

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 自己の居住する市内の住宅に雨水貯留槽（以下「対象設備」という。）を設置する者
 - イ 自己の所有する市内の賃貸共同住宅に対象設備を設置する者
 - ウ 市内の分譲共同住宅に対象設備を設置する当該住宅の管理組合の管理者等
 - エ 自己の事業の用に使用する市内の建物（販売を目的として建築されたものを除く。）に対象設備を設置する者
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月24日までに対象設備を購入し設置すること。
- (3) 補助金の申請時において市税等（※）を滞納していないこと（分譲共同住宅の管理組合の管理者を除く。）。
- ※ 固定資産税・都市計画税については、共有で所有するものを含みます。
- (4) 令和6年度において、同一世帯で同じ対象設備に係る補助金の交付を受けないこと。
- ※ 市税等の滞納を理由に申請却下となった場合であっても、申請期間までに納税していただければ改めて申請することができます。

2 対象設備の要件及び補助金の額

対象設備の要件	補助金の額
雨水を貯留し、これを植木への散水等に利用することを目的とした容器であること。 なお、製品として販売されている未使用品のものに限り、タンク本体部分を自作したものについては対象外とする。 (例：多目的タンクに蛇口を後付けしたものなど)	設置に要した額の2分の1の額（限度額10,000円。100円未満は切捨て） ※ポイント還元等値引きされた分の金額は設置に要した額に含まれません。

3 申請の方法

「新座市雨水貯留槽設置費補助金交付申請書【様式第1号】」に別表に掲げる書類を添えて、これを令和8年3月24日までに提出してください。ただし、申請期間内であっても、申請に係る補助金の合計額が予算額に達した時点で、受付を終了する場合があります。

※ 提出期限を過ぎた場合は、その理由に関わらず補助金は交付できませんので、御注意ください。

4 補助金の交付決定及び交付

提出された書類の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、申請者に新座市雨水貯留槽設置費補助金交付決定通知書を送付し、その後2週間程度で申請者本人名義の金融機関の口座に補助金を振り込みます。

5 申請書類等の提出窓口

市役所市民生活部環境課（本庁舎3階）

＜郵送時の宛先＞

配達日が証明される方法（簡易書留等）で送付してください。

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市役所市民生活部環境課

＜問合せ時の電話番号＞

048-481-6769（直通）

申請書【様式第1号】に添付する書類の一覧

No.	添付書類	注意事項
1	雨水貯留槽の設置に要した費用に係る領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 宛名は申請者と同一であること。 金融機関への振込証、ローンの申込用紙、クレジット利用伝票等では、領収書の代わりにはなりません。金銭消費貸借契約（ローン）、立替払い契約（クレジット）等を利用し支払った場合についても、領収書を提出する必要があります。 立替払い契約（クレジット）の場合は、【参考様式2】を提出してください。
2	雨水貯留槽の設置に要した費用に係る明細書	<ul style="list-style-type: none"> メーカー名、型式及び貯留容量が記載されているもの 領収書に雨水貯留槽の設置に要した費用に係る明細が記載されていない場合は、領収書を発行した者が明細書を作成したことを証明する記載がされているもの 「新座市雨水貯留槽の設置に要した費用に係る明細書【様式第3号】」の提出でも可 合計金額が「1 雨水貯留槽の設置に要した費用に係る領収書の写し」に記載されたものと一致すること。
3	雨水貯留槽の設置場所の配図	建物の敷地内における設置場所を明確に示すこと。
4	雨水貯留槽の設置状況が確認できる全体を写したカラーワーク	雨水貯留槽の全体が写るよう、鮮明に撮影してください。
5	個人情報利用目的外利用同意書【様式第2号】	市税等の納税状況、住民登録等の状況、賃貸共同住宅の所有状況及び事業所の登録状況を確認するものです。 ※ 分譲共同住宅の管理組合である場合は、不要です。
6	管理組合の管理者等が確認できる書類	分譲共同住宅の管理組合である場合は、必要です。
7	管理組合による対象設備の設置の決議がなされていることが確認できる書類	
8	委任状【参考様式1】	代理人が申請の手続を行う場合は、顔写真が貼付されている公的機関が発行する証明書を窓口で提示する必要があります。 (例：運転免許証など)